

国立国語研究所学術情報リポジトリ

The Origin of the Term Wakan Konkôbun

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 見坊, 豪紀, KENBÔ, Hidetosi メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15084/00001719 |

「和漢混淆文」という名称の起原

見 坊 豪 紀

目 次

- 1 「和漢混淆文」の命名者は小中村清矩である
- 2 「和漢混淆文」の名称は明治11年に成立した
- 3 資料「國文ノ性質並沿革」
- 4 『古事類苑』草稿における「和漢混淆文」のとりあつかい
- 5 小中村における「和漢混淆文」の概念
- 6 命名の事情

1

「和漢混淆文」には、いくつかのちがったよびかたがある。小中村^{きよのり}清矩(1887)は「和漢交雜文」⁽¹⁾とよび、略して「交雜文」(1892)⁽²⁾、「混淆文」(1889)⁽³⁾ともよんだ。小中村は別に「和漢交り文」(1894)ともよんでいるが⁽⁴⁾、これもおなじものをさしたと見られる。「和漢混淆文」は、また「和漢混交文」(三上・高津1890)とも書かれたが⁽⁵⁾、別に「和漢混和文」(三上・高津1890)ともよばれた⁽⁶⁾。佐藤寛(1892)は漢文体の文章の一類に「和漢雜文」をみとめたが⁽⁷⁾、実体は小中村の「和漢混淆文」であると見られ、小中村の「和漢交り

-
- (1) 「古代文學論^{三十年三月}」(『東京學士會院雜誌』第九編之三, p. 45, 明治20年)。なお『陽春廬雜考』(明治30年)卷六, p. 88は「和漢淆雜文」に作るが、「古代文學論」には、もう一箇所「和漢交雜」と出てくるので、初出に従う。注(17)を参照。
 - (2) 「上代の文章」(『皇典講究所講演』九十三, p. 6, 明治25年)。『陽春廬雜考』(以下『雜考』と略す。)卷七、『國文論纂』(明治36年, 以下『論纂』と略す。)に収める。
 - (3) 「國學將來ノ目途」(明治22年講演, 『陽春廬草稿』四)。『陽春廬草稿』については、第2節で説明する。
 - (4) 「國文國語の説其二」(『雜考』卷八, p. 45, 明治27年稿)。
 - (5) 三上參次・高津鐵次郎『日本文學史』緒言, p. 10 (明治23年)。
 - (6) 同前書, 本文, 上卷 p. 344, 下卷 p. 196など。なお本書の教科書版『^{教科}適用日本文學小史』(明治26年)には、緒言がない。したがって、教科書版は、一貫して「和漢混和文」である。
 - (7) 「書簡文の由來」(『皇典講究所講演』八十一, p. 14, 明治25年)。『論纂』に収める。

文」と同巧異曲の命名である。

「和漢混淆文」を文体としてとらえたとき、またいろいろの名称があった。小中村(1890)は、これを「混交體」とよんだが⁽⁸⁾、彼はまたわかりやすく「古事記體」ともいっている⁽⁹⁾。三上・高津(1890)が「和漢混和體」とよんだ⁽¹⁰⁾のは、「和漢混和文」の命名に照らして当然である。また佐藤(1890)は、明治の文体の一類に「雅文變體」をみとめ、「此の體は和漢混淆體ともいふべく」と説明している⁽¹¹⁾。「雅文變體」とは、神皇正統記のような文体である。

以上、明治20年代までの状況のあらましをのべた。

「和漢混淆文」という名称は、ひろく知られており、特にむかしの高校受験生には、軍記物語の代名詞として、なじみがふかかった。ところがこの名称は、いつ、だれが命名したものであるかはまだわかっていない。

『日本文学大辞典』第6巻(昭和11年、初刊昭和7年、執筆・橋本進吉)『国語学辞典』(昭和30年、執筆・築島裕)の、その項を見ても、最古の文献として、『古事類苑』文学部四(明治34年)の「和文」があげられているばかりである。そして『古事類苑』各項目の執筆者ならびに執筆年代はすべて不明なのである。

ところで、「和漢混淆文」の命名者は、小中村清矩である。小中村の遺稿集やすむろ『陽春廬雜考』所収の「文章論十五年四月稿」(1882)(巻七 p. 1~5)⁽¹²⁾において、小中村はみずからその事を言っている。

履中天皇の時には諸國に史を置て言事を記さしむとあるも既に漢文の體なるへきか然れとも今稀に傳はれる古代の金石に彫たる遺文を見て臆測すれば概ね古事記の如く漢語と邦語とを交へて彼文體にもせしならん(此一種の文體の後世まであるを先年假に和漢混淆文と名つけて論したることありき)⁽¹³⁾

(8) 「文章論」(『東京學士會院雜誌』第十二編之二, p. 57, 明治23年)。『日本之文章』第壹卷第二二~二三号(明治23年)に再録。『雜考』巻七(pp. 5~29)に収める。

(9) 同上, p. 49。

(10) 同前書, 下巻, p. 186。もっとも、目次には「和漢混和文體」とみえる。教科書版下巻は「和漢混和體」(p. 11), 「和漢混和體」(p. 88)などであるが、これも目次は「和漢混和文體」である。

(11) 「日本の文章」(『皇典講究所講演』四十五, p. 59, 明治23年)。『論纂』に収める。

(12) 目次では区別することができないけれども、巻七の「文章論」は、ふたつの「文章論」をふくむ。ひとつは15年4月成立の分で(pp. 1~5)、他は23年2月の日付をもつ分である(pp. 5~29)。なお、注(13)も見よ。

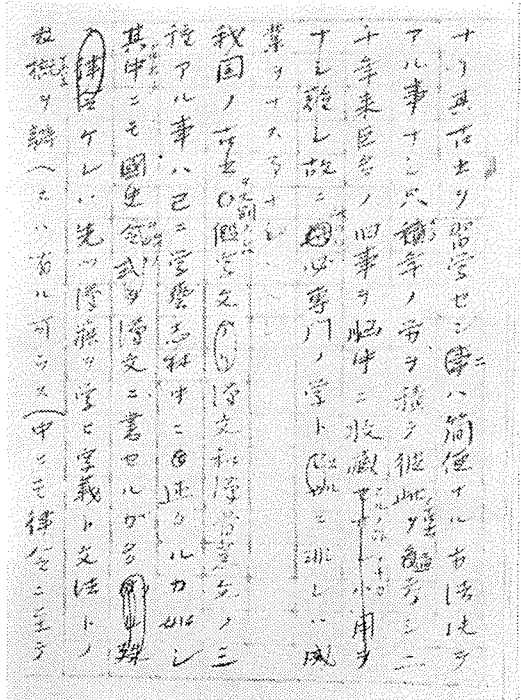
さて、「和漢混淆文」という名称は、いつ成立したのであろうか。

『陽春廬雜考』巻八を見ると、「我國の古書を學習する説^{十二年}十月稿」という論文があつて (pp. 87~97), その一節に

我國の古書に、假字文、漢文、和漢混淆文の三種の差別ある事は、既に前號に述たるが如し、(p. 92)

とある。これによれば、命名の日付は明治12年であるかのようである。しかし、「前號に述た」論文の内容は、『陽春廬雜考』には収めていない。

ところが、小中村清矩の原稿の大部分は、一括して東大図書館に収まっている。『陽春廬草稿』七冊 (A00/6146), 『陽春廬草稿表題未詳』二冊 (A00/6148) がそれである。内容は小中村の自筆草稿のほか、各種の抜き書き、関係書類、印刷物などである。



「我國の古書を學習する

- (3) この「文章論」の内容は、もと明治14年9月斯文學會のために行なつた講演で、『斯文學會報告』に、3回にわたつて掲載された。『報告』の第十一號(明治15年)に、コレハ明治十四年九月。斯文學會ノ講席ニテ。演説シタルヲ筆記セルナリ。(7オ)

という、あとがきがついている。この「文章論」は『洋々社談』第86号(明治15年)にも再録され、あとがきに、

右は去年斯文學會にて演説したるを、更に筆記して社友に質す。(『雜考』p. 5, 『洋々社談』6ウ)

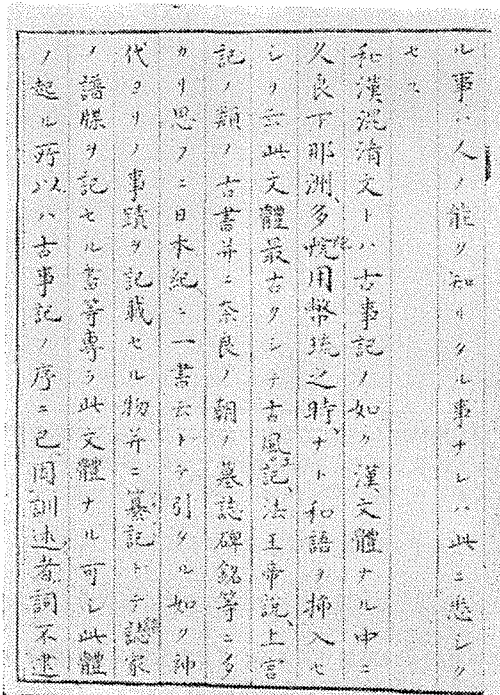
とある。『雜考』の原文は、『洋々社談』の再録であるが、『日本大家論集』第拾參編(明治21年6月)には、出典を伏せて無断転載してある。

説)についてもさいわい原稿が保存されてあって、「前號」にあたるところを調べてみると、原稿では「学藝志林」と書いてある(『陽春廬草稿』四)。(前頁の写真版参照)これで掲載誌名はわかった。なお、草稿では、「和漢骨蒸文」と書いてあるのもおもしろい。

『陽春廬草稿』四の中には、別に「國文ノ性質並沿革」という原稿があって、これが『學藝志林』に発表したという論文の原稿だと思われる。日付を見れば明治11年とある(第3節参照)。これによって、「和漢混淆文」という名称は、明治11年に成立したことをたしかめることができた。

3

「國文ノ性質並沿革」は、青野ます目式400字づめの原稿用紙に毛筆で書いてある。書体は楷書体で、全文5枚10ページ。題目の上方欄外に、変体がないで、「やすむろ」という縦長の方印がおしてある。本文のつきには自筆で、



明治十一年五月五日演説
草案

小中村清矩

と書いてある。

本文はていねいに清書してあるが、まま誤字があり、誤字はミセケチで正してある。ミセケチは朱筆である。

欄外にはところどころ、朱筆で「由」「真頼」の署名入り批評が書きいれてある。萩野由之、黒川真頼をさすこと言うまでもない。この論文は萩野、黒川の閲覧批正を受けたものなのであろう。以下、必要な部分を引用しよう。

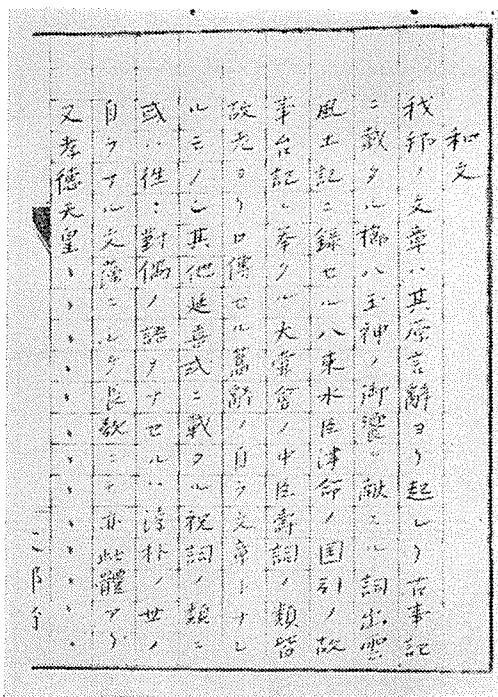
我國文ノ性質ヲ考ルニ概ネ三種アリ假字文漢文和漢混淆文ナリ（1オ、冒頭）
 和漢混淆文トハ古事記ノ如ク漢文體ナル中ニ久良下那洲、^陪多院用幣疏之時、ナト和
 語ヲ挿入センヲ云此文體最古クンテ古風^土。記、法王帝説、上宮記ノ類ノ古書并ニ奈
 良ノ朝ノ墓誌碑銘等ニ多カリ思フニ日本紀^{ツキブミ}一書云トテ引タル如ク神代ヨリノ事蹟
 ヲ記載セル物并ニ纂記^{ツキブミ}トテ誌家ノ譜牒ヲ記セル書等專ラ此文體ナル可シ（4ウ）

この論文の成立は、奥書にあるとおり明治11年であるが、印刷による発表は、翌年のことであつたらうか。いずれにせよ、「我國の古書を學習する説」に「前號」云々とあるのはこれをさすことうたがいをいれない、と思う。

以上によって、「和漢混淆文」の名づけ親は小中村清矩であること、その成立は明治11年であることが明らかになった。

4

『古事類苑』（全一千巻）は明治12年3月8日、文部省大書記官西村茂樹の建議によつて編纂が開始された。小中村清矩は編纂掛主任であつたが、この大事業は、明治18年12月いったん中止のやむなきに至つた。進行が予定どおりに行かなかつたからである。その時までには原稿の「粗々整頓シタ」のは、「天」以下8部門中の92冊にすぎなかつた。⁽¹⁵⁾そして、「文學」部のあるものは、もっとも早く原稿ができあがっていた。いくたの曲



(14) ツキブミは原文のまま。

(15) 「古事類苑編纂事歴」p.6（『古事類苑』総目録索引所収。大正3年）

折を経て『古事類苑』全巻の原稿が完成したのは、明治40年10月であるが、小中村は早く明治28年に世を辞していたのである。

小中村の旧蔵書中には、『古事類苑草稿』二冊 ($\frac{A00}{6167}$) があって、この中には「和文」の原稿もふくまれている。

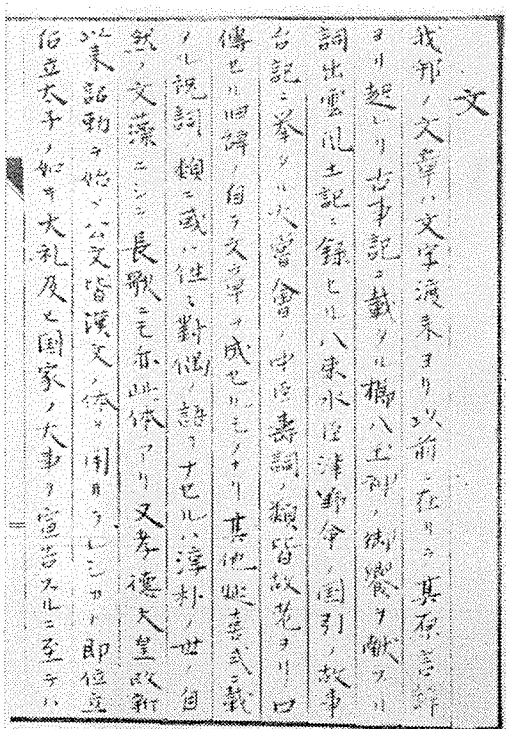
「和文」の原稿は、「文部省」の名入り原稿用紙（ます目がた400字づめ）に毛筆で書いてある。全文二字下げで、紙数3枚6ページ。

以下、冒頭の部分と、「和漢混淆文」に関係のある部分とを引用するが、原文は下書きであったと見えて、推敲のあとが見える。

我邦ノ文章ハ其原言辭ヨリ起レリ（1オ、冒頭）

（上略）又往昔片假字平假字ノ製造先カリシ時漢文ト邦語トヲ取交ヘテ作レル一種ノ文體アリ古事記古風土記大同本紀法王帝説ノ類ノ古書並ニ奈良ノ朝ノ墓誌碑銘等ニ多カリ（下略）（2ウ）

（上略）カ、レハ我邦ノ文ニ奈良ノ朝以往ノ古文ト今ノ京以來ノ雅文ト和漢混淆ノ



文トノ三體アリ依テ此部ハ古文宣命歌序日記物語ト諸體ヲ分チテ其文ノ二三ヲ録シ大體ヲ知ラシム家記軍記ノ類ノ體ハ此ニ準ケズ（下略）（3オ〜ウ）

『古事類苑』草稿には、下書きのほか、清書原稿もある。「古事類苑文學部開題」の中の「文」という項目がそれである。下書き、清書のどちらにも日付と署名はない。しかし、いずれも「和漢混淆文」に関する説明は、「國文ノ性質並沿革」におけるそれと、おどろくほど一致している。おおざっぱに言えば同文であると言ってよい。

以下、「國文ノ性質並沿革」を本文とし、『古事類苑草稿』清書本(項目「文」)をもって校合した形で両者を同時に引用する。(『古事類苑草稿』清書本は、句読点なし)

此レ後世
 山城ノ京トナリテモ令集解ニ載タル明法博士ノ家説ヨリシテ小右記、明月記、^{ナン}山槐記
 ノ類ノ^{ナン}縉紳家ノ記録(中ニハ正シキ漢文ニ近キモアレト)東鑑、^堂花營三代記等ノ^{ナシ}武家
 ノ日記(近世ノハ殊更ナリ)又ハ將門記、古事談、江談抄、新猿樂記、桂川地藏記
 ノ類ノ野乘雜記或ハ社寺新舊ノ縁起ナト和ニモアラス漢ニモアラサル者皆其流亞ト
 シテ^{ナン}云ヘシ(或ハ漢文ヲ学ハサル者ノ^旧摹倣ヨリ来レルモ有可シ)⁽¹⁶⁾中古以來ノ公衙通用
 文民間ノ^証文書證券類尺牘ノ一變セル^變消息文(明衙往來其他^{往來書簡}所載)ノ類モ此部分ナル
 ヘシ)^(2ウ~3オ)
 可シ(5オ~ウ)

以上によってもあきらかなように、『古事類苑草稿』は、まったく小中村の「國文ノ性質並沿革」によりつつ、辞書としての体裁をととのえたにすぎない。

「開題」とよばれる解説は、すべて編纂掛の執筆とする定めであった(『古事類苑編纂事歴』)。だから、項目「文」の筆者は小中村清矩であり、しかも内容から見て、執筆の時期は明治18年にいったん中止する以前であったと思う。すなわち、項目「文」は、もっとも早く「整頓シタ」原稿のひとつであった。

ただし、現に見る『古事類苑』の説明は、小中村の初(?)稿とはおおはばにかわり、かつ、洗練されている。この点については、小中村の規定した「和漢混淆文」の概念と関連づけて、考えてみようと思う。

5

小中村の考えた「和漢混淆文」というのは、漢文体の中に和語を挿入した文体のことである。このことは、「國文ノ性質並沿革」によってあきらかであるが、「古代文學論」において、小中村はみずから「漢文ニ、漢字ノ假字ヲ交ヘタルヲ云フ、」⁽¹⁷⁾と定義しているので、その趣旨はさらにはっきりする。つま

(16) 「或ハ漢文ヲ」云々の一節は、『古事類苑草稿』では、前の方に「又ハ漢文ヲ能クセサル徒ノ手ニ出タルモ斗リ難シ」とある。

(17) 参照注(1)の文献、『東京學士會院雜誌』p. 57。これは、「和漢交雜ノ文」についての定義である。もっとも、『雜考』には、「和漢交雜文」とある。

り、小中村の「和漢混淆文」とは、直観的には古事記式の、「久良下那洲多陀用幣疏之時」のまじった文体で代表されるものである。いわゆる変体漢文にあたるものがそれであった。観念としては、広く漢文・和文以外の一切をさすが、しかし、軍記物語は「和漢混淆文」でないとする。「文章論」（明治15年）において小中村が「此の一種の文體の後世まであるを先年假に和漢混淆文と名つけて」といっているのも、古事記そのままの文体を頭において言っているのである（後述参照）。漢字に、ひらがなやカタカナのまじった作品は、どんなに漢文くさくても、小中村の「和漢混淆文」ではなかった。

『古事類苑』文學部の刊行は彼の歿後であるが、「國文ノ性質並沿革」と刊本『古事類苑』とをくらべてもっともちがう点は、軍記物語などの位置づけである。

周知のように『古事類苑』は、「和漢混淆文」を三類四種に分けている。要約して示せば、

- 1 漢文と邦語のまじった文体（仮名の製作以前において）……奈良朝の墓誌碑銘等。
- 2 漢文の模倣……靈異記，將門記等。公卿・武家の記録類。
- 3 甲 漢文に仮名をまぜたもの……江談抄，古事談等。
乙 仮名文に多くの漢語をまぜたもの……軍記物語の類。

小中村の「和漢混淆文」は、『古事類苑』の第一、第二類および第三類甲をふくむ。第三類の乙は小中村の考えでは俗文にはいるのである。「國文ノ性質並沿革」において小中村は、「右陳述スル所ハ所謂雅言ヲ以記シタル假字文ノ沿革ナリ以下ハ俗文ノ事ヲ云可シ」（7ウ～8オ）といって、今昔物語以下十訓抄までの説話文学は、「俗文」に近い「假字文」であるとし、平家以下の軍記物語は「俗文」であるとする（8オ）。つまり、小中村は、「假字文」を「雅文」と「俗文」とに分類したのであったが、『古事類苑』は、小中村の「俗文」を「和漢混淆文」の第三類乙に編入したのであった。小中村の初（？）稿がこのような修正を見た事情については、わからない。合議の結果、他人の意見を取り入れたのかもしれない。

ともあれ、『古事類苑』のこのような取りあつかいは、こんにちのわれわれ

の常識からすればもっともなように思われるばかりでなく、こんにちのわれわれの常識によれば、『古事類苑』の第三類乙にあたるものが典型的な「和漢混淆文」であって、それ以外の「和漢混淆文」は至って影がうすい。

ではこのような常識がいったい、いつごろから形成されたのであろうかということは、興味のある問題であるが、ここでは、日本で最初の文学史と称する、三上参次・高津歙次郎の『日本文学史』(1890)⁽¹⁸⁾を早い例としてあげておこう。同書に、平家物語、源平盛衰記の文章を評して、

叙事整々、議論堂々、實に和漢混和文の上乗にして、江戸時代の漢學者の
手になりしものと匹敵すべし。⁽¹⁹⁾ (下巻 p. 27~28)

といっているのなどはその一例になろう。

「和漢混淆文」にたいするこのような受けとりかたというものは、語学の立場というよりは、むしろ文章論、文体論の立場からのそれではないか。とすれば、こんにちわれわれが常識として知っている「和漢混淆文」の概念は、文学史や文範などを通してしだいに一般化してきたものではあるまいか⁽²⁰⁾。また思うに、「和漢混淆文」の名称が、ほかの名称をおしのけて、一般化したについては、あるいは『古事類苑』の出現が一役買っているのではあるまいか。

6

小中村が、假字文と漢文(『古事類苑』草稿では古文)とに対立する第三の文体を「和漢混淆文」と命名した理由については、こう考える。

和と漢とのいりまじった状態をさして、小中村たちは、「和ニモアラズ漢ニモアラサル者」などと呼びならわしていた⁽²¹⁾。これは吾妻鏡などを代表とするいわゆる記録体の文章における状態をさしていっているのである。和漢のいりまじった状態を漢語で表現しようとしたとき、かれら知識人がすなおに思い

(18) 緒言に「本書ハ實に本邦文學史の嚆矢なり。」とある (p. 9)。

(19) 三上・高津は、江戸時代の「和漢混和文」は「今日國文の模範とすべきものなり。」とほめちぎっている。彼等のとった価値的立場からすれば、和漢混淆文の代表は、江戸時代漢學者の手になるものであった。なお、白石・益軒らの文章を「和漢混淆文」とみとめた人に、日下部重太郎もある。(参照、『現代の國語』大正2年)

(20) 『日本文学史』もまた、時代別文範集の性格が強く、引用は豊富で長文にわたっている。

うかべることのできたのが「和漢混淆」の四字であったと思う。⁽²²⁾ 小中村によれば、「和漢」というのは、和語と漢文（漢文体）ということであった。

明治初期には、何何混淆ということばがちょいちょい作られたようである。いちばん有名なのは「神仏混淆」であるが、そのほか学者の文章から、「漢字假名混淆」（矢田部良吉『羅馬字早學び・文例』1886）、「雅俗混淆體」（佐藤寛「日本の文章」1890）、「自他混淆」（木村正辭「東洋の國語学」、『論纂』所収）などの用例を見いだすことができる。

「混淆」それ自体も、当時のかたい文章では普通に使われたらしい。「混淆」はまた「混交」とも書かれたが、「淆」は、マジル・マジフの意味をもつから両者は通用したのであろう。以下二三の用例をかかげて、これが当時の知識人や官庁のかたい用語として使われていたらしい、ということの証とする。⁽²³⁾

- 1 往時混交セル汚物ノ分量ハ〜（『郵便報知新聞』、「東京府下水試験説」明治10年12月24日）
- 2 健康上有害の物質を混交せず（同上、「清氷販賣廣告」明治11年5月29日）
- 3 蓋シ彼ノ蘿蔔ハ農家餓餘ノ雜物中ニ混淆スルヲ知ラスシテ（同上、「勸農局録事○臨時報第六回」明治11年4月4日）
- 4 古來ノ理學者ハ皆「フヒジック」（有^〇形^〇ノ理）ト「メタフヒジック」（無^〇形^〇ノ理）トヲ混淆シテ（西村茂樹「西國理學ノ源流 二」『洋々社談』59号、4ウ、明治12年）
- 5 其學術の法則整はず混淆錯亂して（同人「日本の文學」『東京學士會院雜誌』第十編之二、p.77、明治21年）
- 6 而して配色中黒色と白色と錯雜混淆^{さくざつこんかう}せるものに於てハ畫家の最も好まざる所なり（『郵便報知新聞』雜報、明治11年3月30日）（・は変体がなを示す）

参考 武家の世となつては、益々混淆で、東鑑の類は、和文ともつかず、漢文ともつかぬ様であります、（小中村清矩「文章論」『東京學士會院雜誌』第十二編之二、

(21) 小中村清矩「國文ノ性質並沿革」5ウ（p.309の引用文参照）。そのほか、『古事類苑草稿』、『日用文鑑』（小中村清矩・中村秋香、1883）緒言、「日本文學の起原」（1888）、「文章論」（1890）にも用例がある。

また、西村茂樹「文章論」（1884）、三上・高津『日本文學史』（1890）にも例がある。川田剛の「半漢半和」という用語も参考すべきである。（参照「和文漢文比較説」、『論纂』に取める。）

(22) 小中村のほかに、佐藤寛も「和漢混交の文體」とか、「和漢混淆となり」とか使っている。（「書簡文の由來」[1892]）

(23) 以下において、『郵便報知新聞』からの引用は、当研究所近代語研究室で調査した結果による。

「混淆」は、一般人によく使用されたというわけではなかったろうが、すくなくとも学者知識人のあいだのかたい文章では、むりなく思いうかべられる用語であったのではないかと思う。

要するに、「和漢混淆文」という用語は、小中村にとっては、きわめて自然に思いつくことのできた用語であり、それはまた知識人にとっても理解しやすいものであった、と思う。

最後に、小中村がなぜ、ほかならぬ明治11年に、「和漢混淆文」という概念を成立させたかについて、臆測をのべてみたい。

明治における文体の歴史的分類は、榊原芳野に始まると言えよう。榊原は、『文藝類纂』(1878)において、日本の文章を、大きく古文と漢文とに分けた。そして文体の歴史的系統を追って、20種の文体をこまかに区別した。同書の「文章分體圖」²⁴⁾はその図解である。『文藝類纂』の出版は明治11年1月で、小中村の「國文ノ性質並沿革」は同じ年の5月に書かれた。おくれることわずかに4か月である。

小中村の文体の分類は、くわしきにおいては、到底榊原におよばない。しかし、榊原とならんでもっとも早く文体の分類案を示した先駆的意義は大きい。のみならず、小中村の分類には、榊原に見られなかった大きな特色がある。

榊原は、日本の文章を大きく古文と漢文とに分けた。これに対して、小中村は、假字文と漢文と和漢混淆文との三つに分けた(『古事類苑』の草稿では、古文・雅文・和漢混淆文)。和漢混淆文にあたるものは、『文藝類纂』では漢文の流れの中に位置づけてある。くわしい説明はないけれども、どうやら後世の発達と考えたらしい。榊原が古事記や奈良朝の墓誌碑銘文などの存在をどの程度重く見たかはわからない。しかし小中村は、これを重く見て、和漢混淆文という文体は、假字文・漢文、あるいは古文・假字文とならんで日本文学史の主流に立つものとした。ここに彼の眼識の高さをみとめることができる。また、そこに小中村の榊原に対する独自性が大きくあらわれてくる。

24) 目次では、「文章分體始原圖」とある。また、文体の名称も、目次と「分體圖」と本文中の項目とでは、多少の出入りがある。

ひそかに思うに、小中村が『文藝類纂』の説とほとんど時を同じくして説をたてたのは、あるいは『文藝類纂』の分類に対して、おのれの立場をあきらかにしようとしたからではあるまいか。もしそうだとすれば、「和漢混淆文」概念の成立は、明治11年をさかのぼりえないわけである。(58年11月)

あとがき

- 1 問題の所在をおしえていただいた岩淵悦太郎氏に感謝します。
- 2 資料の採集にあたっては、東大図書館・東大明治新聞雑誌文庫のお世話になりました。
- 3 執筆中助言をたまわった次のかたがたにお礼を申しあげます。

山田 巖，廣濱文雄，進藤咲子，市川 孝。

- 4 (高野知恵子)「小中村清矩」(『近代文学研究叢書』2, pp. 301~338, 昭和31年)からは、文献ならびに資料の捜索につき多くの便宜を得ました。たいへん有益でした。なお小中村の業績についての手ごろな概観は久松潜一「小中村清矩の文學史研究」(『日本文学評論史 形態論篇』pp. 440~457, 昭和22年, 初出は『国語と国文学』昭和18年10月号)で見ることができます。